

## 変更届の郵送による受付を開始します

東京都では、これまで窓口のみで受付けていた産業廃棄物処理業に関する変更届出を、郵送でも受け付けることにいたしました。郵送される方は、以下の注意事項をよくお読みください。なお、従来どおり窓口での受付も行っております。

### 1. いつから：平成 20 年 1 月 4 日

次の届出は郵送できません。ご注意ください。

積替え保管や中間処理等の施設に関する変更届出については、郵送による受付はできません。

なお、これらにつきましては、変更届出の前に、あらかじめ窓口で施設についての事前計画書の提出が必要になります。不明な場合には下記の間合せ先までご連絡ください。

廃止届出、欠格要件該当届出についても、郵送による受付はできません。

事業の廃止の状況等を確認させていただく必要があるため、窓口のみでの受付となります。

### 2. 郵送のために準備するものは

- (1) 変更届出書(正本・副本の計2通)
- (2) 返送用のエクスパック500(郵便局で取扱いをしています)

東京都からの副本などの返送に使用しますので、あらかじめ返送先住所等を記載してください。

変更届出書の様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページにある産業廃棄物のコーナーからダウンロードできる他、窓口でも配布しています。<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/>

住所変更など許可証の書換えがある場合、現在お持ちの許可証は、新しい許可証が届くまで、お手元にてお持ちください。新しい許可証に同封する旧許可証送付用封筒で送付していただきます。

### 3. 郵送の方法は

準備した変更届出書(正本・副本)及び返送用のエクスパック500を、普通郵便、書留、宅配便、その他の方法で下記の送付先へ送付してください。

ただし、送付時の事故に関しては対応しかねます。

**送付・問合せ先**(どちらに送付していただいても構いません)

〒190-0022

東京都立川市錦町四丁目6番3号

東京都立川合同庁舎4階

東京都多摩環境事務所

廃棄物対策課 審査係

Tel 042-528-2693

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第二本庁舎9階

東京都環境局 廃棄物対策部

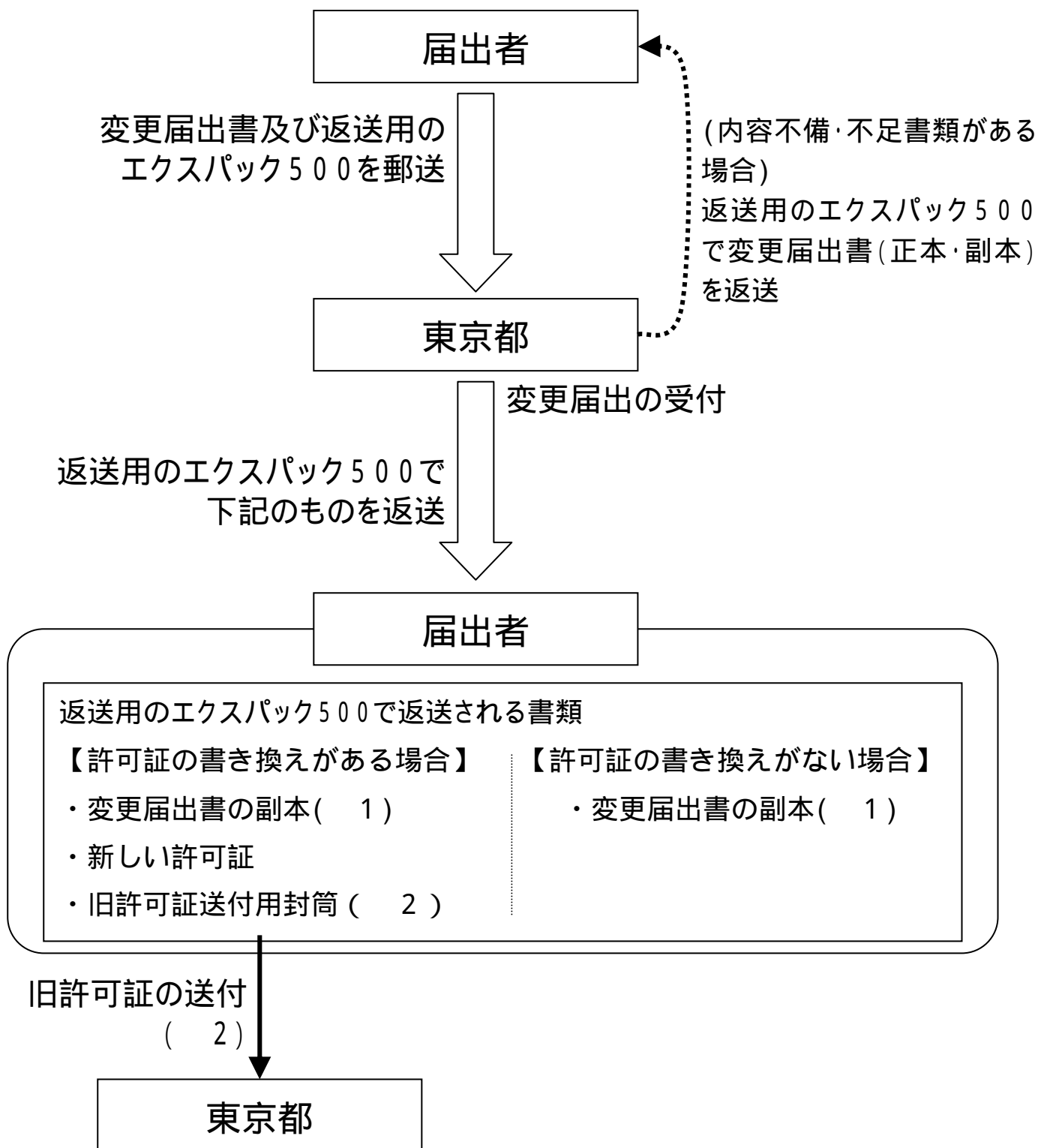
産業廃棄物対策課 審査係

Tel 03-5388-3587

### 4. 書類に不備、不足があった場合は

郵送いただいた変更届出書に内容の不備、書類の不足等があった場合には、受付できません。そのまま返送用のエクスパック500で返送いたしますので、不足書類を準備の上、改めて変更届出書を提出していただくことになります。郵送にあたっては、内容の不備、書類の不足等がないように、十分注意してください。(裏面へ続く)

## 5. 郵送手続きの流れ



- ( 1 )届出書副本には受付年月日が記入されています。ご確認ください。
- ( 2 )許可証の書き換えがある場合は、同封されている送付用封筒に旧許可証を入れて、ご送付ください。